

更新研修 モジュール 07

認証機関に対する 要求事項



全般的な要求事項: 4.5 機密保持

認証機関と認証取得会社が異なる国に拠点を置く場合には、両方の国の法律が適用される。この要求事項は、適用されるすべての法律を考慮することを目的としている。

例えば、GDPR(EU一般データ保護規則)は、組織が拠点を置く場所に関係なく、組織が欧州国民の個人情報を収集する場合には常に適用される。認定機関と認証機関が異なる2つの非EU諸国に拠点を置き、EU国民に関する情報を収集している場合、GDPRも適用される。



6. 資源に関する要求事項：男女平等



男女平等を促進するにはさまざまな方法がある。各認証機関は、それをどのように行うかを文書化する必要がある。指標は、進捗状況を測定する選択肢の一つとしてとして使用可能

6. 勤務経験：高等教育



高等教育とは、大学、単科大学といった、高校を超えて求められる水準の教育のことである。

6. 認められるPEFC-COC研修



COC研修を終えたと認められるには、PEFC評議会が承認した講師による初回研修を受講し、知識テストに合格（80%以上が合格点）した上で、PEFC評議会から証明書を受け取ることが必要である。



6. 教育 – 中等教育



中等教育は、各国の教育制度において初等レベルの次の第 2 段階の教育であり、通常、11 歳から 13 歳くらいで始まり、15 歳から 18 歳で終わるものである。例：高校

6.1.2.3 審査員の資格維持

年次で少なくとも5件の森林または樹木及びその関連部門のCOC規格、ISO9001又はISO14001に基づく外部審査を実施し、これらの審査の合計が少なくとも**2件のPEFC-COC審査**を含み、7日の審査業務の実績が必要である。

ガイドの規定：2件のPEFC-COC審査は、PEFC ST 2002:2020に基づいたPEFCによって承認された制度のCOC規格に基づく審査であっても良い。承認された規格のリストは、PEFC ST 2002:2020の3.26項に関するガイドに示される。



プロセスに関する 要求事項

7. プロセスに関する要求事項: フィードバックメカニズム



認証機関は、認証プロセスの一環として、認証された組織に関するステークホルダーのためのフィードバックの仕組みを持つべき

7.2 顧客組織からの申請および申請のレビュー



認証機関は、森林分野に関連する腐敗行為に関わる制裁を受けた企業（顧客組織を含む）を確認するための方法（メカニズム）を確立する必要がある。

7.4 審査の目的

審査員にとっては、顧客が受け取った原材料と販売された原材料のバランスをチェックすることが重要



収集が必要なデータの例：

- 企業名
- 連絡先（部署など）、
- Eメールのアドレス
- 企業の総売上高
- COC方式
- 認証書の対象範囲にあるPEFCカテゴリーに基づく製品
- 樹種が製品を決定する時はその樹種、または当該製品が含む可能性のある樹種
- 複数のサイトがある場合、各サイトの住所及び連絡先（部署など）、COC方式、およびサイトによって特定される製品グループ

7.4.5 & 7.4.6: 審査の種類



- 認証機関は、ISO 19011:2018、6.4.6項の要求事項に基づく審査の目的、範囲、および指標に関連する情報を収集するにあたっては、ステークホルダーとの協議も考慮すべき
- 物理的保有なしに業務を実行する顧客組織：
 - 一度に複数の認証システムの審査を実行する際も、PEFCの審査に最低4時間必要という規定は有効であるので、当然、追加的なシステムをカバーする時間に加えて、4時間を増やすことが必要

注 1: 組織が主張を付して原材料を販売したかどうかとは別に、他の観点から審査を受けるべき事項が依然として残っている

7.6 認証の決定

- 法律違反に関連する不適合は、**重大な不適合として分類される必要がある**

注：英語では、**Shall**ではなく、**Should**であり、必須ではないが、実行されることが期待されるを意味する。



7.7.2 認証範囲



生産者グループの認証にとって、加盟者ごとの認証の範囲と、その加盟者の認証開始の日付を明示することが必須

樹種が製品を決定する場合、たとえば、認証範囲がオーク（ナラ、カシ）材の家具である場合、マツ材の家具は認証範囲外となる。樹種も同様にPEFCに報告され、その認証の一部としてリストに記載される必要がある

7.7.4 認証番号

認証書類

- 認証は5年間有効
- 認証に変更があった場合、CBは直ちにPEFCに通知しなければならない
- 認証番号は、認証機関の省略名—PEFC-COC—認証個別番号等
TZQ-PEFC-COC-454582
- 認証取得者の識別番号の長さや桁数、およびマルチサイト認証および生産者グループ認証の場合のサイトのオプション(追加的選択枝としての)による識別番号をどう決めるかは認証機関に委ねられている
- 生産者グループの場合は、加盟者ごとに子認証番号を発行することを強く推奨する



7.13 苦情と異議申し立て

- 根拠がある懸念があった場合、認証機関は定期審査に加えて臨時の緊急審査を行ってよい
- 苦情と異議申し立ての定義はISO/IEC 17000参照
- (ISO/IEC 17000:2020 適合性評価 — 語彙と一般原則)
- 顧客組織から認証の要求事項に対する不適合に関する根拠のあるクレームを受け取った場合は、如何なるものであっても、30日以内にPEFC評議会に通知すること
- 認証機関は、この通知の一部として、どのような対応をとるか、そのスケジュールおよびその他関連する情報を提供すべきである
- 解決された苦情と異議申し立てに関する報告概要は、年次ベースで提供されるべきである



審査報告書の最低限 の内容

付属書 4 審査報告書の最低限
の内容

5. 審査の所見

- 顧客組織に関する記述
- 顧客組織のCOCの内容
- 審査の範囲
- 審査の所見 : 認証機関には、該当するすべての要求事項を記載した「チェックリスト」を審査報告書に含める義務はないが、不適合が指摘された要求事項を特定する必要がある。

この付属書（審査報告書の最低限の内容）
にどのように基づくかは認証機関による。





質問、意見、フィードバック